

## 要 請 項 目

### 1. 協同組合の支援強化と育成・発展に向けた市民への周知について

(1) 県は、国連の 2012 年「国際協同組合年」を経た今日、県民に対して協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成と発展のため研修会等を開催することを要請します。

(2) 県は、協同組合に関する統一した窓口を設置し、協同組合の支援強化等に関する連絡協議会などの設置に向け検討されるよう要請します。

(3) 県は、以下の点について、国に強く働きかけるよう要請します。

① 2012 年「国際協同組合年」を単年で終わらせるのではなく、協同組合が社会の中で認知され、持続的に役割が発揮できるよう（たとえば、協同組合についての政府広報、統一的な統計調査、学校教育において協同組合に関する授業の強化など）政府による支援を行うこと。

そのため、政府において調整窓口を設置すること。

② 税制や会計制度の適用において、協同組合の独自性や社会的役割を考慮すること。

③ 法人課税の見直しにおいて、普通法人の法人税の税率引き下げを行う場合は、協同組合の税率も同率の引き下げを行うこと。

④ 国際会計基準の適用により企業会計基準が変化する中で、協同組合への適用にあたっては、協同組織の独自性を考慮すること。

⑤ 急速に進む社会の構造的な変化や今日の経済情勢、災害などから生まれるくらしの厳しさや不安が増す中、消費者・市民からの生協の役割発揮への期待に応えることを可能とする生協法の法制度面の改善を求めること。

### 2. 東日本大震災の避難者等への生活支援策について

県は、県内に避難している方々への積極的な支援策をすすめていますが、特に以下の点について引き続き取り組みを展開されるよう要請します。

(1) 県内の地域ごとに避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供と総合相談体制の強化を要請します。

(2) 避難者に対する灯油代購入補助などの支援が行われるよう、要請します。

### 3. 多重債務対策の強化について

県の多重債務対策協議会の設置と情報等の交換など同協議会の運営と取り組みを評価しながら、次の課題について引き続き強化策がなされるよう要請します。

(1) クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利相

当額を大幅に上回る高額な手数料問題の解決が未だはかられないことから、対策の強化を要請します。

- (2) 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付けるいわゆる偽装質屋問題が顕在化しており、この点についても対策の強化を要請します。

#### 4. 地方消費者行政の充実・強化について

- (1) 県をはじめ県内の自治体に配置された消費生活相談員に対する十分な権限の付与と待遇の改善がはかられるよう、要請します。

- (2) 「地方消費者行政活性化基金」は、2012年度補正予算案において、2013年度末まで1年間延長されることとなりましたが、消費者庁は2014年度以降も基金継続等の財政支援を含む地方消費者行政支援策を具体化します。支援措置の具体化を通じて、県においては消費者行政予算の確保、県内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかることを要請します。

- (3) 昨年12月に施行された消費者教育推進法による「県消費者教育推進計画」の策定と「消費者教育推進地域協議会」の設置については、県として検討課題としていますが、早期の計画策定及び地域協議会の設置を要請します。特に地域協議会の設置にあたっては、消費者・消費者団体の代表、事業者、教育関係者、消費生活センター、勤労者の代表による構成員のもと、体系的で効果的な推進がはかられるよう併せて要請します。

- (4) 民間非営利組織等（労金・生協・NPO等）を活用し、低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付の拡充をはかることを要請します。また、その際に政策的配慮による支援策としての保証制度の確立をはかることも併せて要請します。

- (5) 新社会人となる高校生を対象に、消費者教育として「特別授業」や「研修会」など開催されるよう、要請します。この場合、労福協派遣のボランティア講師を活用されることも併せて要請します。

#### 5. 介護に関する施策の充実について

県は昨年度に県内の介護事業所、介護労働者を対象に実態調査を実施し、この調査結果を基に「サポートプログラム」を策定中ですが、サポートプログラム策定にあたり、以下の視点を重点に取り入れられるよう、要請します。

- (1) 介護の人材育成と確保策、離職防止策、職場環境の改善策の充実・強化

介護の人材育成と確保はもとより、離職者の防止も重要な課題であります。同時に介護職場の環境改善策の提起も必要です。具体的には資格取得者への支援策の充実、定着策としての負担軽減策の強化、介護職員の処遇改善にむけた支援策の強化が不可欠です。

(2) 職業のイメージ向上対策の支援

介護職は今日の地域社会にとって大切な職業です。そのために、介護に関する教育課程の段階から機会の提供や動機づけ、若年者への働きかけとその支援、同時に介護職の知識などの向上をはかる支援策や指導者養成の支援策が求められています。

(3) 事業規模、雇用形態による格差是正策の強化

介護事業所の規模や同業の事業内容から生まれる格差、介護職員の雇用形態から生ずる格差がみられます。これら格差を縮小するために支援策が必要です。

6. 食品の安全・安心の確保について

(1) 2012年8月にとりまとめられた消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」をもとに、食品表示制度の見直しが行なわれています。食品の表示は、消費者・県民にたいへん身近なものであり、新しい制度を作るにあたり、上記報告書以外の課題（たとえば法の執行等）を検討する際には、その検討プロセスを消費者・県民にわかりやすく知らせていくことを要請します。

(2) 原発事故による食品からの内部被ばくの実態に関する情報は、国民・県民に十分に提供されているとは言えません。食品からの被ばくについて、現状を正しくわかりやすく積極的に県民に伝えることを要請します。

7. 勤労者の生活設計・保障への支援策について

(1) 財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るために、実効性のある周知広報活動および支援策が講じられるよう要請します。

(2) 以下の点について、県として国に強く働きかけるよう要請します。

- ① 非正規雇用者に対して、一般財形、財形年金、財形住宅の制度が利用しやすいように対策を講ずること。
- ② 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を1,000万円に引き上げること。
- ③ 育児および介護休業・休職期間は、積立中断期間には算入しないこと。
- ④ 勤務先の都合により離職した失業者に対して、非課税適用継続期間の延長と非課税財形の払出し・解約する際の適格払出しの要件を緩和すること。

## 8. 「補助金」の増額と「支援・対策資金」の継続措置などについて

- (1) 県労福協の行う教育、調査、体育祭等の労働者福祉推進事業に対する補助金の増額がはかられるよう要請します。
- (2) 「労働者福祉団体等支援資金」及び「賃金手当対策資金」（現在利用実績はありませんが、セーフティネット貸付の意味合い、さらには今後の利用を見込み）の継続措置を要請します。
- (3) 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会の事業について、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載により、引き続き県民への周知がはかられるよう要請します。

## 9. 石油行政の充実と灯油支援策について

- (1) 県は、以下の点について国に働きかけるよう要請します。
  - ① 県は国に対し、原油高騰の要因となっている「投機マネーの流入」の規制強化と「新しい石油行政」（灯油の適正価格と安定供給に国が責任を持つ石油行政）を構築するよう働きかけを要請します。
  - ② 県は、地域生活の維持や災害時への対策の観点から、生命線である燃料の供給は業界任せ、市場原理任せをせず、行政の役割と責任を発揮し、とくに、冬期の灯油の独歩高や円安に便乗した値上げが行われないう、関係省庁から石油業界へ強力な指導を行なうよう要請します。
- (2) 県として、低所得者、経済的弱者のための灯油代購入補助や農林漁業者、中小零細事業者、学校などに対する効果的な灯油支援策が行われるよう要請します。

## 10. 「生活保護」行政と貧困・格差対策について

- (1) 県は県内における孤立化実態の把握のため、毎年、相対的な貧困率や生活保護捕捉率を把握し、貧困や格差の放置は社会的損失につながることを計数的に明らかにして公表することを要請します。
- (2) 生活保護が、憲法 25 条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する最後のセーフティネットであることを、県民・市民に広報・周知することを要請します。また、親族の扶養は生活保護の「要件」ではないことを正しく広報・周知することを要請します。
- (3) 生活保護基準の引き下げに伴い、結核児童療育給付事業、児童入所施設措置の徴収金、障がい児入所支援措置については、自己負担を免除する取り扱いができる「特に困窮している」世帯を広く認め、従前生活保護受給世帯等であった世帯について

は、引き続き免除すること、併せて、私立高等学校等授業料等減免については生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、特段の配慮を行うことを要請します。

#### 11. フードバンク活動の促進について

- (1) 食品の廃棄・ロスを削減し、食品として有効に活用する観点から、フードバンク活動を積極的に推進・普及するための支援策、補助事業を拡充するとともに、情報システムの構築や人材育成策など対策を講ずることを要請します。
- (2) 他方、災害時の食糧支援システムとしてフードバンクを位置づけ、平常時にあっては福祉支援策として、災害時ではフードバンクの物流（地域物流網）が活用となるよう、システムの構築がはかられるよう要請します。